

2026年7月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

使用者からの食事補助等の非課税限度額  
の拡充

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <https://www.aoi-cms.com/>



「名古屋港水族館」

### 目次

- |   |                           |   |              |
|---|---------------------------|---|--------------|
| 2 | FIFAワールドカップ               | 6 | 定年後の再雇用について  |
| 3 | 技術が変わるのは能力ではなく認識！         | 7 | 「取適法」とは（その2） |
| 4 | 使用者からの食事補助等の非課税限度額<br>の拡充 | 8 | ご案内          |

# FIFAワールドカップ

センター代表 杉浦 康晴

現在、世界中が熱視線を送っているのが、北中米3カ国で開催されているサッカーのFIFAワールドカップです。時差の関係でリアルタイム観戦が難しい試合もありますが、結果を知るたびに、スポーツが持つ力の大きさを改めて感じさせられます。

日本代表は激しい予選を勝ち抜き、本大会出場を決めました。これは決して偶然ではなく、長年にわたる育成方針の継続、監督交代を含めた戦略の見直し、選手個々の海外経験の蓄積といった、積み重ねの成果だと言えるでしょう。一試合一試合の勝敗だけを見ると浮き沈みはありますが、全体としての方向性がぶれていなかったことが、結果として「予選突破」という形で結実しました。

このプロセスは、私たち経営者の日々の意思決定にも多くの示唆を与えてくれます。目先の業績や短期的な成果に振り回されることなく、どの市場で、どの強みを活かし、どの時間軸で成長を目指すのか。明確なビジョンを持ち、それを組織全体で共有し続けることの重要性を、日本代表の歩みは静かに物語っています。

また、今大会は北中米3カ国という複数国開催であることも特徴です。異なる文化、環境、ルールの中で最高のパフォーマンスを発揮するためには、柔軟な対応力が不可欠です。これは、グローバル化が進む現代の経営環境そのものです。為替、法規制、商習慣、価値観の違いなど、不確実性が高まる中で、

変化を前提とした経営が求められています。価値観の違いなど、不確実性が高まる中で、さらに注目すべきは、選手たちがピッチ上で瞬時に判断を下す姿です。完璧な情報が揃うことはなく、限られた時間と条件の中で最善と思われる選択をする。その判断の質は、日々のトレーニングと準備によって磨かれます。経営判断も同様で、経験と検証の積み重ねが、いざという場面での決断力を支えます。

本大会はこれから本格的な戦いに入っていきます。勝ち進めば注目も期待も高まり、同時にプレッシャーも増します。しかし、それを力に変えられるかどうかは、これまで築いてきた基盤がどれだけ確かなものなのかにかかっています。企業経営においても、成長局面に入った時こそ、組織の真価が問われるのではないのでしょうか。

サッカーW杯は一過性のイベントですが、そこから学べる教訓は長く経営に活かすことができます。日々の業務に追われる中でも、少し視野を広げ、世界で起きている出来事を自社の経営に重ねてみる。そうした視点が、次の一手を考えるヒントになるかもしれません。

本大会での日本代表の健闘を期待しつつ、私たちもそれぞれのフィールドで、粘り強く、しなやかに挑戦を続けていきたいものです。

—AIと診療所経営を考える—

## 技術が変わるのは能力ではなく認識！

葵経営コンサルタンツ 中島 和人

AIが医療分野に浸透しつつあります。高血圧治療を支援するアプリ、糖尿病重症化リスクの予測、AI問診による受診前後のサポート—こうしたサービスの登場は、診療所経営に対して単なる効率化以上の示唆を与えています。

新しい技術が登場すると、私たちは「何ができるようになるのか」に目を向けがちです。しかし歴史を振り返ると、社会を大きく変えたのは技術そのものではなく、人々が何を価値あるものと感じ、何を現実として認識するかを変えた「インフラ」でした。

時計は時間を管理の対象へと変え、労働や生産性という価値観を生み出しました。検索エンジンは「検索して見つかるものが真実らしい」という認識を社会に広げました。

スマートフォンとSNSの登場も同様です。誰もが綺麗な写真を撮れるようになったことで、旅行先の選び方が「体験したい場所」ではなく「撮りたい・共有したい場所」を選ぶという選択肢も重要視されました。変わったのはカメラの性能ではなく、写真に対する人々の認識だったのではないのでしょうか。

AIも同じ文脈で捉える必要があります。

治療支援アプリは診察と診察の間にも患者へ助言を届け、AI問診サービスは受診前後の疑問や不安の整理を可能にしています。これまで来院時に限られていた医療との接点が、日常生活のなかへと広がり始めています。

ここで重要なのは、AIが患者の「医療に対する認識」を変える可能性があることです。

これまでは「わからないことがあれば受診して聞く」が当たり前でした。しかしAIが身近になると、「まずAIに相談してから受診する」という行動が標準になるかもしれません。さらには、受診そのものの意味や目的について、患者が以前とは異なる期待を持って来院するようになることも考えられます。

そのとき、正確な診断・適切な処方・短い待ち時間という価値は依然として重要です。一方で、AIが説明や助言を容易に提供できる社会では、「知識があること」「説明できること」の希少性は相対的に低下していきます。

むしろ価値が高まるのは、患者固有の事情を丁寧に理解すること、不安や迷いに寄り添うこと、そして継続的な信頼関係を築くことではないのでしょうか。AIには代替しにくい、診療を通じて積み重ねてきた経験と判断力こそが、これからの医療現場でいっそう輝きを増すのではないのでしょうか。

大切なのは、AIを導入すること自体ではありません。AIという新たな認識インフラによって、患者が何を価値あるものと感じるようになるのか—その問いを持ち続けることではないのでしょうか。

変化の本質は技術の進歩ではなく、その技術によって人々の認識が変わることにあります。その視点から医療を捉え直すことが、これからの診療所経営においてますます重要になると感じています。本稿が、何かしらのヒントになれば幸いです。

# 使用者からの食事補助等の 非課税限度額の拡充

葵総合税理士法人 長谷川 直明

従業員への食事補助は、福利厚生の上昇を図る方策の一つとなります。2026年4月1日より食事の現物支給に関する非課税限度額が月額3,500円から7,500円へ引き上げられたことにより、導入を検討している企業もあるかもしれません。

ここでは非課税となる要件、具体的なケースも交えて整理します。

## ・非課税となる2つの要件

役員・従業員に食事を支給する場合、次の2つの要件をどちらも満たせば給与課税されません。

要件① 役員・従業員が食事の価額の1/2以上を自己負担していること

要件② 会社負担額が1カ月あたり7,500円以下であること（消費税抜き）

ここでいう会社負担額とは、（食事の価額－役員・従業員の負担金額）をいいます。

注意：要件のどちらか一方でも満たさない場合→（食事の価額－本人負担額）の全額が給与として課税されます。

## ・「食事の価額」の計算方法

種別	食事の価額の計算
弁当など外部から購入	業者への購入金額
社員食堂（会社が運営）	材料費・調味料などの直接費用の合計
社員食堂（外部委託）	施設・材料を会社が提供している場合→直接費用の合計

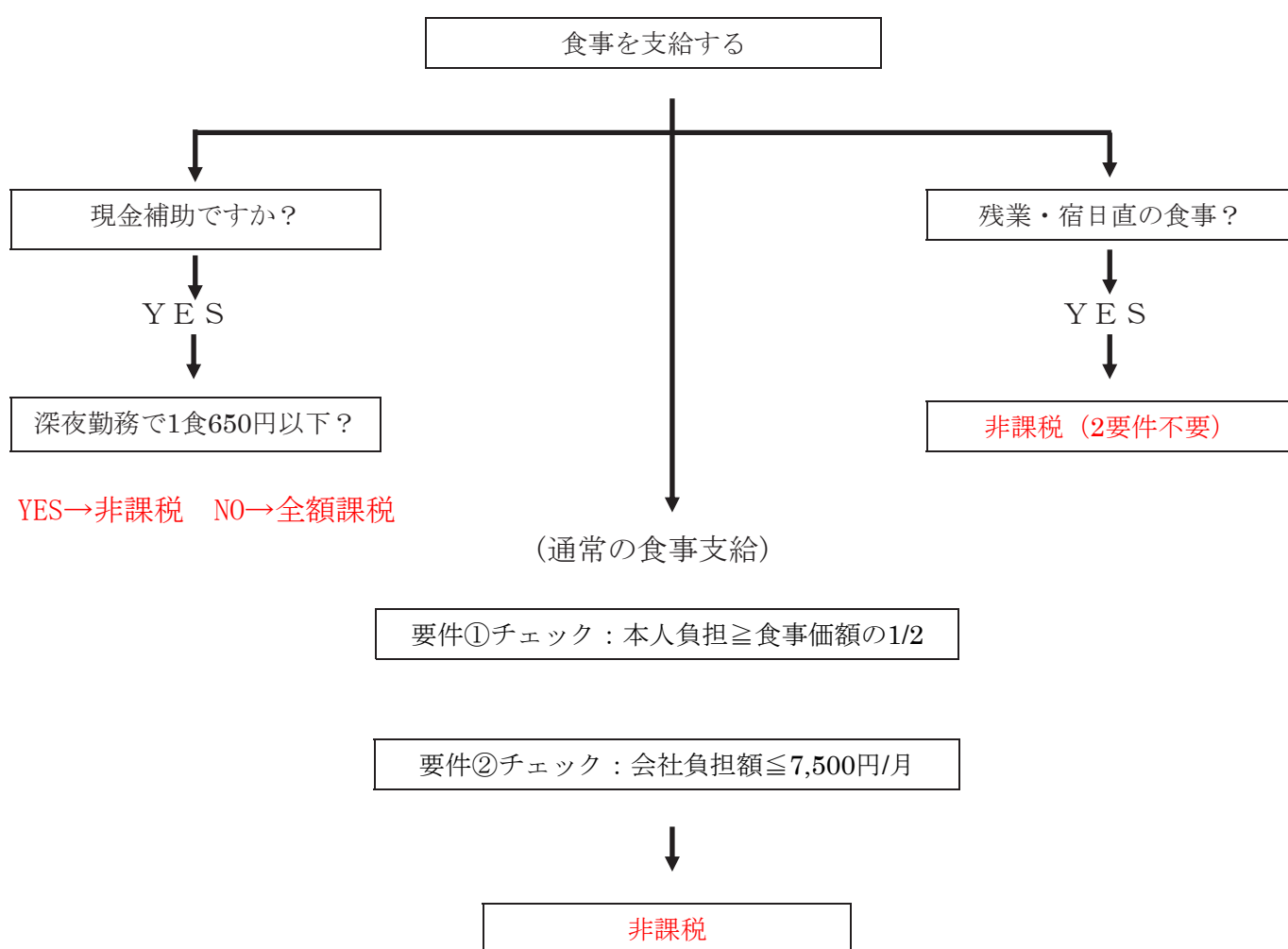
## ・具体的なケース

ケース	食事価額 (月額・税抜)	本人負担 (月額)	会社負担 (月額)	要件① (1/2以上)	要件② (7,500円以下)	判定・課税 額
理想的なケース	10,000円	6,000円	4,000円	満たす (60%)	満たす (4,000円)	非課税
1つの要件を 満たさないケース	13,000円	6,000円	7,000円	満たさない (46%)	満たす (7,000円)	7,000円 課税
両方要件を満た さないケース	13,000円	4,000円	9,000円	満たさない (30%)	満たさない (9,000円)	9,000円 課税

## ・現金支給・特別なケースの場合

区分	内容	課税の扱い
現金による食事代支給	食事ではなく、現金で補助を支給する場合	原則として全額課税 (給与扱い)
深夜勤務者への夜食支給 (現金)	深夜勤務で夜食支給が困難なため現金支給	1食あたり650円以下(税抜)なら非課税
残業・宿日直時の食事	残業や宿直・日直の際に支給する食事	無償提供でも非課税 (2要件不要)

## ・判定フローチャート



## ・実務上の注意点

- ・ 7,500円の判定は消費税を除いた金額で行い、10円未満の端数は切り捨て
- ・ 現金補助は原則全額課税。食事の現物支給と現金支給は扱いが異なるため要注意
- ・ 社員食堂を外部委託する場合も、施設・材料を会社が提供する場合は、材料費ベースで計算可能

参考資料 ・ 国税庁タックスアンサーNo2594「食事を支給したとき」

# 定年後の再雇用について

葵労務管理事務所 犬飼 昭士

高年齢者雇用安定法に基づき、定年65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

## 【高年齢者雇用確保措置】

現在、すべての事業所において、高年齢者雇用確保措置として以下の3つの措置のいずれかを実施しなければなりません。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの雇用継続制度の導入

## 【高年齢者雇用確保措置の実施状況】

厚生労働省がとりまとめて、公表している令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果によると、報告のあった企業全体の99.9%が高年齢者雇用確保措置を実施済みで、雇用確保措置の内訳は下記のとおりです。継続雇用制度の導入が最も多い措置となっています。

- |             |       |
|-------------|-------|
| ■ 継続雇用制度の導入 | 65.1% |
| ■ 定年の引き上げ   | 31.0% |
| ■ 定年制の廃止    | 3.9%  |

## 【無期転換ルール】

継続雇用制度の導入を採用する場合、無期転換ルールという制度があることを理解しておく必要があります。これは、同一事業主との間で、有期雇用契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申し込みにより無期労働契約に転換される法律のことです。

この状況において、有期契約労働者が事業主に対して無期転換の申込みをした場合、事業主は断ることができません。これは、定年後の再雇用期間も含まれます。

## 【第二種計画認定・変更申請書】

定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者について、無期転換申込権が発生しないこととする特例があります。

「高年齢者雇用確保措置」と「適切な雇用管理に関する計画」を決定し、「第二種計画認定・変更申請書」を作成して、就業規則、「高年齢者雇用等推進者」の選任証明書などの添付書類とともに管轄の都道府県労働局に申請します。その結果、都道府県労働局長の認定を受けた事業主のもとで、雇用される有期雇用労働者については、定年後、再雇用の期間は無期転換申込権の対象期間となりません。審査に3週間程度かかるので早めの取り組みが必要です。

(参考：厚生労働省ホームページ)

## 「取適法」とは（その2）

弁護士 長谷川 将也

今回は、下請法が改正されて成立した「取適法」（トリテキホウ）の適用対象を判断する2つの要件のうち「規模要件」を取り上げました。今回は、もう1つの「取引内容要件」を紹介します。

取引内容要件とは、どのような取引に取適法が適用されるのか定めたものです。具体的には、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託、そして今回の改正で新たに加わった⑤特定運送委託の5つです。この5つの取引タイプのどれかに該当すれば取適法の規制対象となります。逆にいえば、これらに該当しない取引であれば、たとえ規模要件を満たしていても取適法の規制は及びません。

このうち、新設された⑤特定運送委託は、皆さまの事業に関わりが深いのではないのでしょうか。従来の下請法では、たとえば自社で販売する商品を買主に届けるために、運送業者に依頼して発送する場合、その「運送」という行為については「自社のための役務」（自家使用役務）と整理され、下請法の規制の対象外とされていました。つまり、運送を委託する側がいかに優越的な立場にあっても、運送会社など運送を受託する側には、下請法による保護が及ばないという問題がありました。今回の改正では、事業者が販売する物品、製造・修理を請け負った物品、または作成を請け負った情報成果物が記載・記録・化体された物品を、取引の相手方またはその指定する者へ届けるために、運送会社など第

三者に運送を委託する取引が「特定運送委託」として新たに規制対象に加えられました。

また、①製造委託についても対象範囲が広がりました。従来は、製品の製造に用いる「金型」の製造委託は対象とされていた一方、木型などは対象外でした。今回の改正により、専ら製品の製造に用いる木型・樹脂型その他の物品の成形用の型、工作物保持具（治具）や汎用性のない特殊な工具等の製造委託も新たに対象に加えられました。従来は対象外と考えていた取引が、委託者からすれば義務を負う取引に、受託者からすれば保護を受けられる取引に変わる可能性があります。

一方、注意していただきたいのが建設業です。建設業を営む事業者が請け負う建設工事に係る下請負は、役務提供委託には該当せず、取適法の対象外とされています。建設工事の下請取引には、別途、建設業法による規律が及ぶためです。もっとも、建設工事に伴う設計図面の作成を委託する場合は、③情報成果物作成委託に当たり得るなど、付随する業務の切り分けには注意が必要です。

このように、自社の取引がどの類型に当てはまるのか、または当てはまらないのかを整理しておくことが、委託者・受託者いずれの立場でも実務対応の出発点となります。個別の当てはめに迷う場面では、早めに専門家へご相談ください。今回は、取適法が適用されると具体的にどうなるのか解説します。

## 7月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
 ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付  
 ◇住民税特別徴収額の納付  
 ◇社会保険の報酬月額算定基礎届  
 ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付（第1期）
- 31日◇令和8年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
 ◇令和8年5月決算法人の事業所得税申告及び納付  
 ◇所得税予定納税額第1期分の納付  
 ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付



## 8月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
 ◇住民税特別徴収額の納付
- 31日◇令和8年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
 ◇令和8年6月決算法人の事業所得税申告及び納付  
 ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付  
 ◇個人事業税第1期分の納付  
 ◇個人住民税第1期分の納付  
 ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届



## ご案内

## ●康友会からのお知らせ

## 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和8年 7月 15日 (水)

令和8年 8月 19日 (水)

令和8年 9月 15日 (火)

弁護士 長谷川 留美子

弁護士 長谷川 将也

## ●センターからのお知らせ

## 【無料よろず相談日(予約制)】

令和8年 7月 15日 (水)

## ◎休日のお知らせ

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



## 葵総合経営センター・康友会ニュース

## 『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅

加藤紀男 都築玲香 林希美子

現在ワールドカップが開催されており、日本代表が決勝トーナメント進出を果たしました。次戦はブラジル戦となるため、国内でも大いに盛り上がりを見せており、引き続き日本代表の活躍を応援しているところです。

また、アジア競技大会も次に控えており、生まれ変わった瑞穂陸上競技場での熱戦が待ち遠しいです。

長谷川 直明